



宇治市議会議員 Kenichi Hirata

ひらた研一

市議会ニュース Vol.03

平成 9年 4月 25日 第 3種郵便物認可



PRESS MINSHU

号外

2004.01.10

民主党プレス民主編集部

〒100-0014
東京都千代田区永田町 1-11-1
TEL 03-3395-9988(代表)
http://www.dpj.or.jp

ひらた研一事務所

宇治市木幡南山 15-200
TEL&FAX: 0774-33-8199
E mail: hira1@wao.or.jp
http://www.wao.or.jp/hira1/

「地方分権」から『地域主権へ』

長かった夏がようやく終わり、空に浮かぶ雲も秋らしくなってきたと思っていた矢先の 10月 20日京都府北部を台風 23号が、10月 23日には新潟県中越地震と大災害が続げまに各地を襲いました、いずれの地域においても大変な被害と多くの犠牲者が発生しています。この痛ましい災害により被害に遭われた皆さまに心からお見舞いするとともに、救助や復興に向けてご尽力頂いている皆さまに敬意を表します。

自然災害の発生原因は簡単に究明できませんが、地球環境の悪化が少なからず影響していると思わずにはいられません、今回宇治市では大きな被害が発生しませんでした、しかし自然災害は何時何処で起こるか分かりません、私たちは、利便性と引換えに大事なものを失ってしまっているのではないかと、そしてその代償は想像以上に大きいのではないかと

考えずにはおられません。

ひらたニュース2号の発行から少し間が空いてしまいました。この間、国政選挙をはじめ、京都南部でもたくさんの選挙がありました、しかし、いずれの選挙も投票率は上がりませんでした。低投票率の原因はそれぞれ違うのですが、12月には宇治市長選挙が行なわれます。我々の生活にもっとも影響のある選挙です、当事者意識を持って選挙に臨んでいただく事を願っています。

特に三位一体改革を旗印に小泉首相が登場してから、地方交付税がどうなるのか注目を集め、地域(市民・自治体)と国の関係において、「地方分権」論議が盛んになっていますが、私はこの地方分権という言葉に違和感を持っています。

地方分権という言葉は、国の権限の一部を「地方」に分け与える状況を表し、主従の関係には、

なら変化がありません。つまり、使い道が制約された、補助金・交付金制度が存在する限り、決定権は常に国にあると考えられ、議員には地域の利益代表であることが期待されています。さらに市町村は都道府県に依存し、都道府県は国に依存している、このような状態では「自治体」とは言えません、主体性や意思を持たない「行政体」という呼び方が適当であります。「地域主権」とは、市民・個人、NPO、企業の一人ひとりや地域一つひとつの思いや感情を大事にすることであり、互いを認めることがすべての原点であります。今、必要なのは情報公開から「情報提供」へ、市民参加から「市民主権」へ、地方分権から「地域主権」への発想の転換です。

誰かに与えられるのを待つのではなく、自らの手で奪い取るためには行動するしかありません。



平田研一 活動日記 (2004年 1月 - 6月)

1月

- 5日 宇治市新春年賀交歓会
- 7日 宇治JC初釜/自治労旗開き
- 9日 連合京都旗開き
- 10日 宇治市消防出初式/康宇治コミセン祝賀会
- 11日 鹿児島県人会
- 12日 宇治市成人式
- 22日 市環行政視察(京田辺市:同志社大学、京都市)
- 26日 議会だより編集委員会/民主党府6区定期大会
- 27/28日 講習会(議会運営について)
- 29日 会派行政視察(千葉県・八千代市)

2月

- 3日 厚生労働省:ヒヤリング(老人福祉、障害者福祉)
- 4日 議会だより編集委員会
- 12日 臨時議会(乳幼児医療無料化)
- 16日 会派会議

3月

- 1日 宇治市施行記念日 功労者表彰式
- 2日 3月定例議会(一般・代表質問)
- 9日 市民環境委員会
- 10/11日 予算特別委員会
- 12日 3月定例会議(議案審議)
- 15/18日 予算特別委員会
- 19日 宇治小学校卒業式
- 22日 民主党府6区幹事会
- 24日 予算特別委員会(総括質疑)
- 27日 植物園早春フェスタ/民主党府連躍進パーティー
- 28日 木幡喜老会総会
- 30日 3月定例議会(最終日)議会だより編集委員会

4月

- 2日 宇治島線開通式
- 3日 ひらたネットお花見会(黄檗自衛隊)
- 7日 宇治小学校入学式
- 12日 木幡幼稚園入園式
- 14日 黄檗排水機場通水式典
- 16日 市民環境委員会
- 20日 痴呆予防講演会(木幡公民館)
- 21日 議会だより編集委員会
- 25日 東木幡地区連絡協議会
- 28日 議会だより編集委員会
- 29日 痴呆予防ネットワーク勉強会

5月

- 1日 連合南山城地協メーデー(太陽が丘)
- 9日 宇治市民総合体育大会開会式
- 11日 車田地区連合町内会行政相談
- 14日 泉ケンタ衆議員国政報告会
- 15日 久保田市長後援会幹事会

- 18日 臨時議会
- 21日 参院選民主党府連決起集会
- 22日 御蔵山学区福祉委員総会
- 24/26日 市環行政視察
- 28日 大森集会所開所式
- 29日 民主党府自治体議員会議

6月

- 5日 県まつり 福山哲郎参議員励ます会
- 7日 6月定例議会・開会(会期6月28日迄)
- 8日 次世代育成支援講習会
- 10日 6月定例議会・議員全員協議会
- 12日 山本府議・府政報告会(東宇治コミセン)
- 13日 福山哲郎事務所開き/康木幡地区連絡協議会
- 14日 参議院選6区決起集会(バルティール京都)
- 15/17日 6月定例議会・一般質問
- 22日 市環常任委員会
- 28日 6月定例議会・最終日 議会だより編集委員会



『このままでは、年金が危ない!』 衆議院議員 山井和則(宇治市在住)

皆さん、こんにちは。私は過去5年間、国会で厚生労働委員会に所属し、医療・福祉・雇用問題に取り組んでいます。その中で最も力を入れているのが年金改革です。年金改革について、政府と民主党では、何か違うのか? 簡単に違いを説明します。

年金はこのままでは崩壊する!

今の年金制度は、このままでは持ちません。理由は2つです。

まず国民年金が崩壊しつつあります。46%の方が国民年金に未納か未加入です。政府はこの未納率を20%以下に下げると言っていますが、これだけ年金不信が高まり、不況な折に、未納率を下げるのは至難の業です。年金の徴収員を大幅に増やすのも莫大な人件費がかかり、非現実的です。

そして、この国民年金の未納の穴埋めは、厚生年金の会計などから行われています。つまり、国民年金の未納者が増えるほど、厚生年金の保険料もアップするのです。

しかし、厚生年金の保険料も高いため、厚生年金から不正に脱退する企業も増えています。これ以上、厚生年金の保険料がアップすれば、企業は持ちこたえられません。正社員をリストラし、厚生年金に加入

しない派遣社員やパート社員を増やすことになります。このように国民年金も厚生年金も未納者・未加入者が増え、空洞化しています。にもかかわらず、政府の改革は、国民年金と厚生年金の保険料を引き上げて、財政を安定化させるといふ小手先の改革です。ただでさえ保険料が高すぎて、空洞化が起きているのに、その対策としてさらに保険料をあげるのでは、空洞化を進めるだけで解決策にはなりません。

民主党は抜本改革を主張

そんな中で、民主党の改革案のポイントは2つ。公平さと持続可能性です。

まず、すべての国民に所得の13.5%を保険料とする所得比例年金を導入します。これは、どのような職業であっても、正社員かパートか関係ありません。転職しても不利にならない公平な制度です。

次に、月6万円程度の年金は、すべての国民に保

障されるように「最低保障年金」を導入します。この財源は消費税3%程度です。

この年金目的の消費税にも批判はあるかと思いますが、まず、国民年金の月額13300円(月)の保険料はなくなり、所得比例の保険料になりますので、低所得の方にとっては、負担は軽くなります。消費税以外の方法で年金制度の崩壊を防ぐ方法はありません。この消費税では、所得の低い方に不利にならないように戻し税方式などを行います。

強調したいのは、民主党は抜本改革案を提示していることです。一方、政府は、年金制度が崩壊することをわかっていながら、抜本改革案を提示していません。

「先憂後楽」という言葉がありますが、政治とは、危機に前もって気づき、対処することです。年金制度は崩壊するまで放っておくことは、国民の老後不安を一気に高めてしまいます。「先送り」でなく、「今すぐの改革」が必要です。

質問項目	具体的な質問内容	答 弁
地域主権のまちづくり	市町村合併について ・日本各地で合併論議が盛んになって来ているが、まちづくりの将来像が明確でない、損得だけで合併しては将来に憂いを残すことになる。 ・合併して得た権限をメリットと考え、より多くの権限委譲が可能な規模の市を目指していくのであれば、特例市、中核市、政令指定都市と限りなく巨大化を追い求めていく必要があり、そこには住民自治の姿はみえない、私は「小さな自治」が出発点で「特徴あるまちづくり」が到達点であると考えている。議論の結果、市民の総意として合併を選択するのであれば反対しないが、市長の市町村合併にたいする考えは?	・宇城久・綴喜地域は、協議が進展せず任意協議会が解散した状況であるが、市町村合併は避けて通れない課題と認識、「市民が主役の街づくり、地域が主役の夢づくり」を市政推進の柱にして市政に取り組んできた。 ・合併については、市民に理解され、尚且つ、そのことが市民サービスの向上につながるものでなければならない。合併は目的でなく、将来の地域づくり、まちづくりの友好な手段のひとつとして継続した論議が必要であると考えているが、本市を取り巻く状況に新しい動きがあった場合積極的に対処していくが、市民や議会の総意があって、前に進んでいけるものと考えている。
	行財政改革について ・近年「役所のリストラ」が話題になっているが、限られた人材を有効活用し効率的な行財政運営に取り組んでいく事は地域主権のまちづくりに不可欠であるが、市長の人材育成に対する考えは? ・本年3月に策定した「宇治市人材計画」の進捗状況は? ・雇用形態の違いが人材育成という点で大きな差が生じている、雇用形態に関係なく優秀な人材を確保育成する事が必要ではないか?	・地方分権の本格化に伴い地方自治体を取り巻く環境はめまぐるしく変化、自治体の人事政策は大きな転換期を迎えており自治体の質、職員の力量が問われている。「事なかれ主義」「前例踏襲」といった慣行や年功的な処遇環境のもとで根付いた、意識や行動を払拭する必要があると考えている。 ・本年度中に実施計画を策定予定。 ・今後は雇用形態が異なっても、市民サービスの向上、人材育成の観点から必要な研修を実施する。
	市民との協働（コラボレーション）について ・市民活動の活性化を図るためには、市民活動やNPOの自主性と自立性を尊重しながらの幅広い支援が必要。当局の考えは? ・指定管理者制度に対する当局の考えは?	・市民との協働を考えたら、NPOやボランティア団体の役割が重要になる、市内には18のNPO法人が認証され活動中、より一層の行政との連携協力を期待している。収益事業を行わない場合法人市民税の均等割を非課税。 ・市内53施設が指定管理者制度導入の対象、今後条例改正を視野にいれ検討を行なう。
	公共交通機関の整備について ・市内全域のバリアフリーのまちづくりを進めるためには「宇治市交通バリアフリー全体構想検討委員会」の有効活用と定期的な意見交換の場が必要なのは? ・地域循環バス(コミュニティーバス)は行政主導でなく、民間企業に事業として成り立つ提案を求めているのか?	・委員会は学識経験者・各福祉団体・交通関係者と行政などあらゆる業界の方で構成、全4回を予定しているが次年度以降同様の委員会を立上げ定期的に交通バリアフリーに関する意見を伺う、必要に応じ市民や交通関係者との意見交換の場を設ける。 ・政策研究課題として設定し、現在取り組みを進めているバス以外にもワゴン車などが考えられ、バス事業者や運送業者を含めて協議を進めていくことが必要と認識。
	地域通貨について ・地域活性化策として地域通貨は効果的と国も評価しモデル地域を決め検証しているが、本市としても積極的に取り組むべき施策であると考えているが具体的な支援策を考えているか?	・行政主導で行なうのではなく、地域や団体が英知を集めながら実施することが目的に沿うものと認識。実施されるのであれば、連携を図りながら具体的な支援策を検討。
誰もが地域で安心して暮らし続けるために	介護保険制度見直しによる影響について	・厚労省において年末までに改正案を策定する予定。7月30日に出た「介護保険制度の見直しに関する意見書」によると新・予防給付の対象は、現行の「要支援」「要介護1」に該当する者が基本となり、少なからず影響はあると認識。 ・H15年度の状況は要支援：830人、要介護1：1481人、全体の認定者は4976人なので46%を占めている。介護サービス給付費では総額61億1400万円に対し、要支援・介護1で11億3900万円と総額の18.6%であり、財政的な影響は余り大きくならない。
	在宅サービスの基盤整備について ・在宅サービスの基盤整備について、特にショートステイ機能（緊急時）の充実について、当局はどのような認識のもと対応を考えているのか?	・第二期介護保険事業計画のサービス必要量に見合う整備を進めており、H15年度の利用状況から見ると達成率90%を超える状況、ショートステイ利用者は計画を上回る利用が有り、整備予定の特養に併設して対応する予定、当面の対策として現行施設の稼働率を高めることで供給量の確保を図る。 ・緊急時のショートステイ利用に関しては、現行施設で十分な対応が出来ていないことは認識している制度として基準・報酬の見直しが必要と言われており、他の施策や動向を見定めたとして市としての具体策を考える。
	施設サービスの基盤整備について	・H17年度整備予定の特養の国庫補助金の当初内示が得られなかった、今後追加内示を含めて採択に取組む。 ・老健は今後の状況を見極め府協調の中で整備を進める。
	介護サービス事業所の評価について ・介護サービス事業所選択の際に役立つ情報提供について ・介護の質に問題や課題のある事業所への対応について	・「介護サービス事業所ガイドブック」を毎年作成。府において、介護サービス第三者評価試行事業を実施し、受診事業所を公募、宇治市からH15年度：3件、H16年度：6件応募があった、その結果は公表する。 ・介護サービス事業所の指定・指導監督は都道府県の権限。しかし市民からの苦情・相談に対し、市が保険者として事情聴取し京都府と連携し対応している。利用者の不満・不安解消のため本年度より介護相談員の派遣事業を実施予定。

市民環境常任委員会 視察報告

会津若松市

人口：116,078人(平成16年4月1日現在)
市政施行：明治32年4月1日

歴史的には、蒲生氏郷が鶴ヶ城を改修した頃より、町割りを整備して若松と改称。幕藩体制が固められ会津藩が確立、明治維新後(白虎隊は余りにも有名)明治32年に若松市として市政施行。産業は、漆器、酒造の伝統産業に加え、大手コンピューター企業が進出、産学官の研究・開発協力などの新時代対応の中核都市となっている。

1 男女共同参画社会づくりについて

昭和60年 「会津若松婦人行動」を策定
平成7年 「パートナーシップ21」策定
平成10～11年 男女共同参画セミナー開催
平成11年 「男女共同参画都市の宣言をめざす実行委員会」設立準備会発足
平成11年 「男女共同参画都市の宣言をめざす実行委員会」設立総会議案案により「会津若松市男女共同参画推進条例」が提出され、全会一致で可決
平成15年 施行

条例の概要

男女共同参画を推進するため、6つの基本理念を定める市・市民及び事業者の責務を明らかにする教育の場と雇用の分野において男女共同参画の推進性別を理由とする差別的な行為、間接差別の禁止についても明記市が実施する男女共同参画の推進に関する施策もしくは人権が侵害されていることについての苦情申出機関の設置

男女共同参画審議会を設置し、委員の構成を男女同数とする推進体制

会津若松市男女共同参画審議会(委員10名)
会津若松市男女共同参画苦情処理委員会(委員3名)
男女共同参画推進活動のネットワーク(女性団体)
男女共同参画行政連絡会議(企画副参事レベル)
男女共同参画推進員(職員53名)

具体的施策

男女共同参画週間事業 啓発パンフレット作成
各種講座、出前講座 女性の人材リスト登録事業
優良企業表彰

2 観光振興について

会津若松フィルムコミッションについて

平成14年5月24日設立 会員構成：普通会員1機関 特別会員5機関
事業内容：・ロケーションに関する相談・メディアのトレンドやニーズに対応した情報収集と提供・撮影や取材に関する許可申請や連絡調整・エキストラの募集、幹旋・ロケ周辺地域への事前告知及びロケ時の調整、安全対策 平成15年度のロケ実績：65回(ドラマ、CM映画、旅番組等)

まちなか周遊バス等について

平成13年7月1日運行開始(平成15年増車) 料金：1回200円、1日フリー500円 運行回数：7時30分～17時 時間 1体 バス会社に運行委託、冬場は観光客より市民の利用が多い、市民の移動手段として増車の要望有り

編集後記



市議員が何を考え活動しているのか知って頂きたいとの思いで広報活動をしているのですが、まだまだ足りないことばかりです、HP(ホームページ)の更新も気になってはいるのですが、市政についてのアドバイスやご意見などございましたら、お声掛け頂きますようお願いいたします。

*公職選挙法により、選挙区内での年賀状は禁止されています。その為、宇治市の方々には年賀状を出すことができません。失礼をお許しください。